

事務連絡
令和2年2月17日

各
都道府県
指定都市
核都市
民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の
臨時的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、保護施設において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、保護施設における人員、施設・設備及び運営基準等の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとしますので、管内市町村や保護施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。